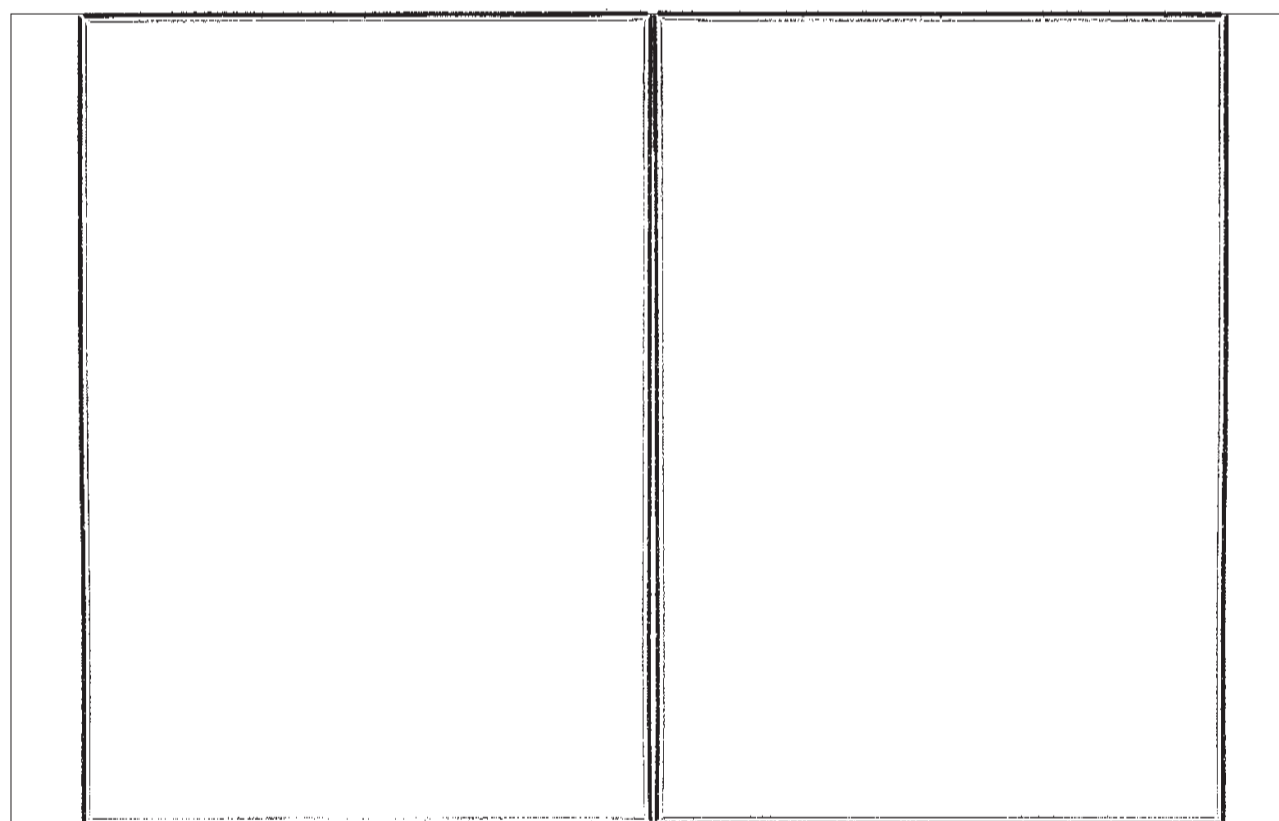
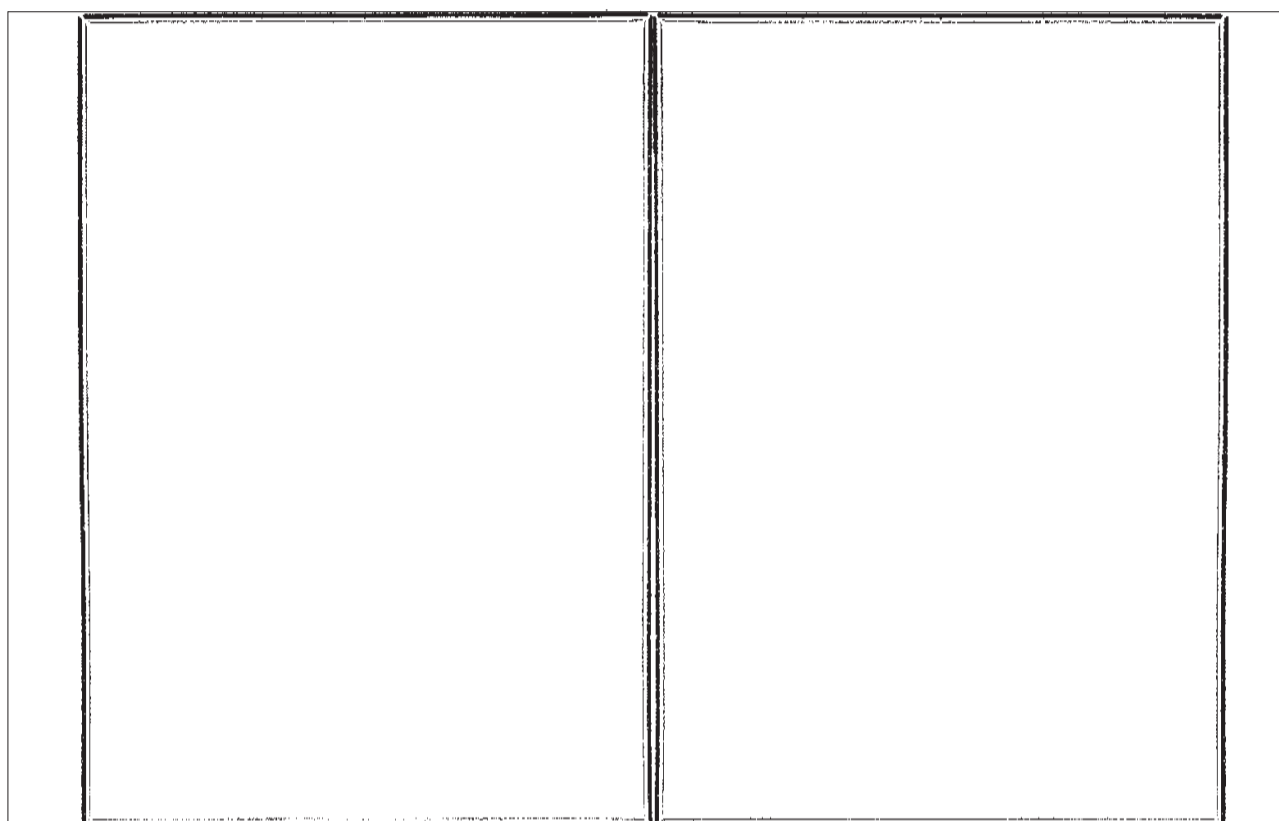


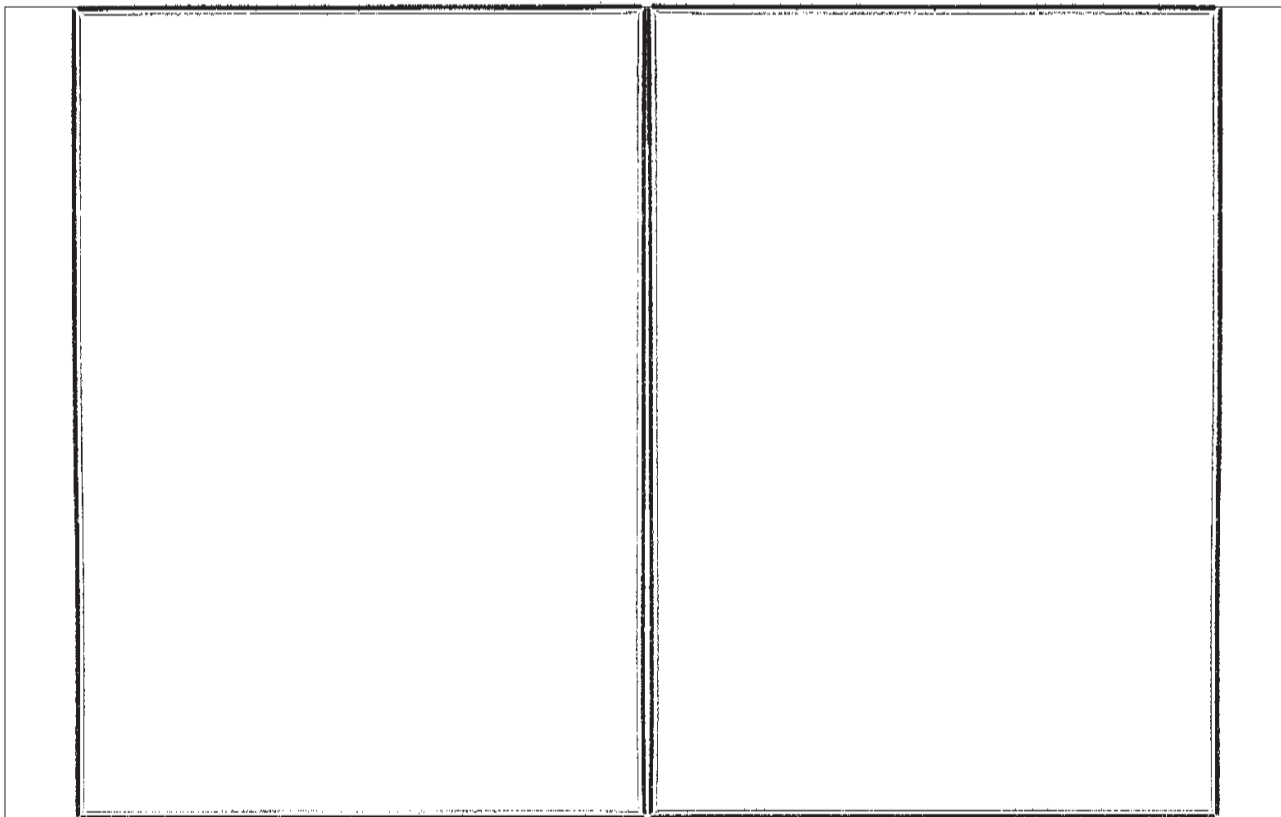
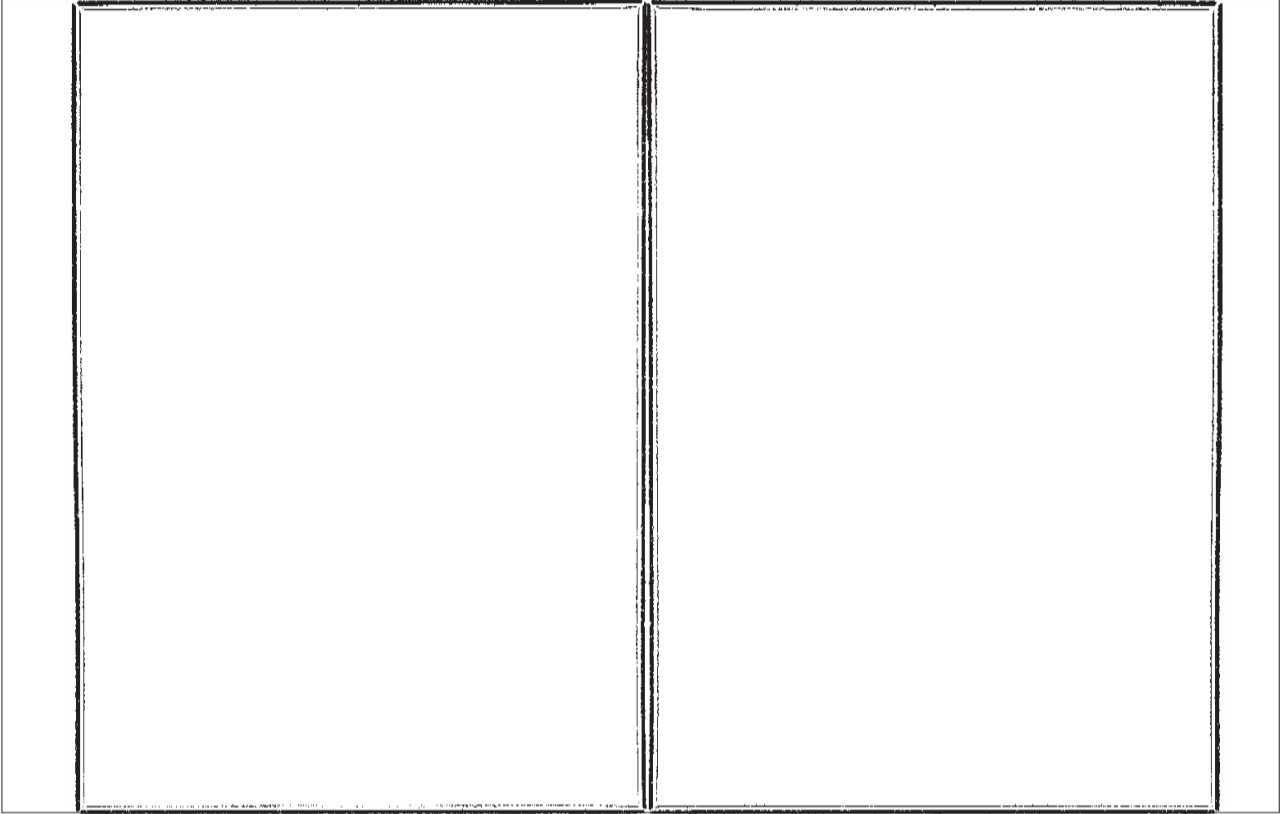
明治四十一年通常民會議事錄

天津居留民團



(一)	
議事録	(一)
第一回	一
一、小幡總領事代理告辭	
二、民會議長選舉	一一
第二回	一〇
一、取得課金規則案	
二、明治四十一年度歲入出總豫算案	一一
三、壽街開修工費特別會計規則案	二二
四、明治四十一年度特別會計豫算案	二四
五、居留民團法施行規則第十八條に據る行政委員會委任事項討議	二四
第三回	〇
一、取得課金規則案	
二、明治四十一年度歲入出總豫算案	二二
三、壽街開修工費特別會計規則案	二四
四、明治四十一年度特別會計豫算案	二四
五、居留民團法施行規則第十八條に據る行政委員會委任事項討議	二四
第四回	二六
一、行政委員選舉	
二、民間出納検査委員選舉	二六
三、民間出納検査委員選舉	三〇
第五回	三二
一、明治四十一年度歲入出總豫算案討議	三三
(二)	
附錄	五一
一、取得課金規則	五一
二、居留民團法施行規則第十八條に據る行政委員會委任事項	五三
三、壽街開修工費特別會計規則	五四
四、明治四十一年度特別會計豫算	五四
五、明治四十一年度歲入出總豫算	五五
目次終	

(一)	
(二)	



明治四十一年通常民會議事録

三月廿五日 會場 日本俱樂部

午後五時開會議員の出席若くは代表せらるるもの一百二十名

小幡總領事代理

招集：第一次民會を開くに至りしは本領事の最も愉快とする所なり抑も最近十年間に貿易其他の關係に於て我居留民が海外殊に清國に於て非常なる發展をなし天津、上海、漢口、安東其他の土地に於ける居留民の發展著しきが爲めに自治制度の施行即ち居留民團の設立を見るに至りたる次第は茲に喋々せずとも諸君の夙に承知せらるる所ならんも本會の開會に當り聊か民團の設立に關し述ぶる所あるべし

我日本政府に於ては諸外國が夙に清國に於て自治制度を施行し居れるを見我日本居留民が清韓各地に於て發展しつゝある狀況を考へ我亦自治制度施行の必要を認め明治三十七年其草案を各地の領事館に送り領事の意見を求め居留民の意見を斟酌して自治制度に關する意見を外務省に答申せり依て外務省に於ては其答申に基き再三再四協議の上居留民團法案を作り第二十次議會に提出して其協賛を經明治三十八年法律第四十一號を以て之を發布したる次第なるが其後外務大臣は當天津並に上海漢口其他を居留民團指定地とし領事館は外務大臣の訓令に基き居留民團法實施の爲め其準備として當地並に上海、漢口其他に於て自治制度を施行し今日に至れ

(一) (二)

るものなり而して當天津に於ては準備委員諸君が熱心に公共事業に力を盡し満足に茲に其準備を遂行し本日以後は民會の開會を見るに至りたるは本領事の大に感謝する所なり今回新に開設せられたる民會は衛生機關及公園地の設備の如き其他道路の修築より進んで下水工事の如き此等諸般の事業に向つて法令の定むる所に従ひ其實行を期すべく居留民團の機關として重大なる権能を與へられたるものにして議員たる諸君は此重大なる権能を有するに幾多の經營事業を有せらるるが故に最も慎重に其職務を盡し一時の感情或は一部の爭議に左右せらるることなく天津に於ける二千餘名の最多數の福利を増進し法律の附與したる職務を遂行せられんことを希望して止まざるなり想ふに自治制度の實行は在天津我居留民の遠達史に一新紀元を與へたるものにして是より各種の方面に向つて一新生面を開くべしと信ず本領事の此愉快なる時期に赴任したるは非常なる光榮にして本領事は自ら開行政機關と共に誠心誠意其衝に當らんことを期す願くば諸君に於ても我輩の微衷を諒として將來の經營に盡力されんことを切に希望して止まざるなり

是より民會議長の選舉を行ふ爲めに民團法施行規則に據り本日の出席者諸君の内より最年長者を以て假議長とすべし

西村書記長出席議員中の最年長者は鈴木敬親君なる旨を報告し同君を呼ぶ

鈴木敬親君假議長席に着く

鈴木假議長 本日は本日の居留民會議長選舉につき一時議長席を汚すことを謹んで承諾す就ては選舉に先だち二名の立會人を選んで選舉を行はんと欲す(賛成々々の

聲起る) 諸君に異議なければ其立會人は投票を以て選ぶべきや又他の方法を以てすべきや

友成 貞君 議長の指名に任せん

(賛成々々の聲起る)

鈴木假議長 異議なしと認め豊岡保平、足立傳一郎両君を立會人に指名す尙投票は無記名なり

松長三郎君 只今選舉せんとする居留民會議長は追て行政委員を兼務するが如きことありとも法律上敢て差支なきや

鈴木假議長 法令の上に於て何等の規定なきを以て差支なしと信ず

豊岡保平君 差支なしとの規定ありや

鈴木假議長 何等の規定なきを以て差支なしと認む

豊岡保平君 居留民會議長と行政委員とを兼務する場合には事を議するものと法を立つるものと混同するの恐あり議長に於ては此恐なしと認むるか

鈴木假議長 立法者と行政者と同一人にては或る場合に於て議し難きことあるべし東京に於ても市會議員にして市參事會員を兼ね或る場合に於て紛議を生じ批難を蒙りたることあり併し法律の解釋上に於ては兼務するも敢て差支なしと信ず

豊岡保平君 此事は先例となることにつき議長の解釋を以て將來に其例を發す極處置ありたし

鈴木假議長 豊岡君の説に就て議場の意見を問はん

友成 貞君 此の如き事柄を此議場に於て決定するは無用なり已に居留民團法施行規則中に行政委員となること能はざるものと規定あれば此規定以外のものは行政委員を兼ねたりとて決して差支あるの理なし此際投票の任意たるべきは無論の儀なり

鈴木假議長 豊岡君の説は十名以上の賛成者なし依て是より投票を行はん

西村 博君 投票

鈴木假議長 支那人の投票は困難なり何とか處置しては如何

鈴木假議長 是より開票せん

鈴木假議長 議長は開票して投票者の名刺を受取ることを先念せり今投票数を檢むるに出席者數と投票數と多少の相違あるが如し依て氏名點呼を以て其數を確めん

西本茂吉君 氏名點呼は無用なり已に相當資格を以て出席せるものに對して特別の取調をなすの要なきのみならず出席者の内退席せるものもあるべく又棄權者もあるべきに付投票數の少なきは當然なり

鈴木假議長 議長は議長の職權を以て一應の取調をなすべし代表者は矢張り其點呼に應せられたし

西村書記長點呼の結果投票數の正確なるを認む

鈴木假議長 開票の結果を報告すべし

出席總數 百二十名

棄權 二十七名

鈴木假議長 棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

棄權

(五) 投票総数 九十三名

内

三十七票	米田俊徳君
三十一票	安川雄之助君
八票	加藤定吉君
四票	武内才吉君
四票	皆川廣量君
三票	鈴木敬親君
二票	渡邊龍聖君
二票	小松林藏君
一票	藤井恒久君
一票	菊池季吉君

鈴木假議長 以上の結果に依り米田君議長に當選せらる

米田俊徳君 本員は昨年九月初初めて來津したる位にて天津の事情に暗らし他に事情に精通せらるる方も多きを以て此重任を許せん

友成 貞君 只今の投票数は米田君三十七票、安川君三十一票にて共に半数に満たず、領事館令第四條の規定に依れば得票の半数に満たざる時は最多数のもの二名を取り決選投票を行ふべしとあり然るに半数に達せざる得票を以て直に當選を宣告せられたるは誤りならずや

(六) 鈴木假議長 何分假議長にて(笑聲起る)不行届なりき改めて米田、安川両君に就き決選投票を行ふべし

投票

開票	票
投票総数	百二十二
棄権	二十
投票総数	九十票

内

四十三票	米田俊徳君
四十二票	安川雄之助君
無効投票	五票

鈴木假議長 決選投票の結果米田俊徳君當選せり

米田俊徳君 先刻議長の任を辭し度き旨を述べたれども小幡領事より懇々の勸告もあり不肖ながら就任を承諾す

(相手起る)

米田議長着席

米田議長 本員は當地の事情に暗らし土地不慣れのものゆゑ切に諸君の援助を蒙らんことを望む是より本日の議事日程に入らん

(七) 議事日程 第一

- 第一 取得課金規則
- 第二 準備行政委員會の制定に係る諸規則の討議
- 第三 明治四十一年度歳入出總豫算
- 第四 明治四十一年度特別會計豫算
- 第五 善後開修工費特別會計規則
- 第六 居留民團法施行規則第十八條に依る行政委員委任事項
- 第七 行政委員選舉
- 第八 出納検査委員の數並に選舉

米田議長 日程の順序に就き異議なきや

豊岡保平君 日程第二中に含まるる民會々議規則及傍聽人取締規則を先決する爲め日程第二を第一に変更せんことを望む

鈴木敬親君 豊岡君の意見は會議規則と傍聽人取締規則を一の議案と見ての動議なりや若し準備行政委員會が民會に代つて一時制定したるものを一括して本會の議に付すと云ふことなれば豊岡君に賛成せん

友成 貞君 準備行政委員會は民團施行規則第七十一條に據り民會の準備を爲すと共に諸規則制定の權限を付せられたるものなれば今日に於て其制定に係る諸規則を議するの必要なし

豊岡保平君 友成君に賛成

(八) 米田議長 施行規則第七十一條に據り制定したる準備時代の諸規則は一時假條例として追て民會の承認を得て本條例に改めんとするを以て日程に加へたるものなりれども友成君の解釋を正當とせば此提案は無用なりしやも知れず

友成 貞君 施行規則第七十一條には別段準備行政委員の取扱へる民團事務に就ての効力に何等期間の限定されたるものならず故に此際其取扱事務に關し云爲するは餘り深く立ち入りたる議論なり若し今日に於て之を議せざるべからざるものとすれば獨り條例のみならず他の課金、手数料及其他の取扱事務に就て悉く承認を與へざるべからざるべし故に本員は日程第二を以て本會の議に付するの無用なるを認む

小幡勇治君 日程は已に變更されたりや一應明瞭に承り度し

西村 博君 日程第一の取得課金規則と第三の歳入出總豫算とは密接の關係あれば一括して問題と致し度し故に日程第二を先づ議せんとする日程變更の動議に賛成す

米田議長 豊岡君の日程變更の動議に賛成の諸君は起立

豊岡保平君 一寸質問す代表者は如何

米田議長 總出席六十名の内賛成二十八名少数なり

沖田介次郎君 出席六十八の内代理者を含むや

米田議長 含まず

西本茂吉君 出席六十八は定數に足らざるにあらずや

米田議長 委任狀あれば定數に足らざるにあらず



(九) (一)

<p>西本 茂吉君 然らば其代表権は賛否の數に入らざるか</p> <p>米田 議長 賛否は出席者のみを算す</p> <p>西本 茂吉君 如何なる條目に據り出席者のみを算せしや</p> <p>米田 議長 民團法施行規則第二十六條の規定に據れり</p> <p>西本 茂吉君 施行規則第二十六條の規定は第二十五條の出席者中に算入すべきものなりと信ず</p> <p>友成 貞君 施行規則第二十六條の解釋につき外務省の參考書には明かに出席又は代表議員の過半数を以て決すべきものなるを示せり御參考まで</p> <p>安川雄之助君 私は矢張り代表権をも含むものと信ず</p> <p>松長三郎君 施行規則第十條にも代理者を以て決議に加はることを得るの規定あり</p> <p>米田 議長 出席者を取調ぶるに代表者を合せて九十六名にして議員定數に足らず依て本問題は明日引續き討論すべし</p> <p>友成 貞君 議員定數に足らざる故に散會せるものなりや又は議事日程全部を改めて第二回の議に付せらるるものなりや</p> <p>米田 議長 第二回の議に付すべし尙明日より開會時間を改め午後七時より開會せん</p> <p>散會午後七時二十分</p>	<p>第一 取得課金規則</p> <p>第二 準備行政委員の制定に係る諸規則の討論</p> <p>第三 明治四十一年度歳入出総豫算</p> <p>第四 明治四十一年度特別會計豫算</p> <p>第五 警衛團修工費特別會計規則</p> <p>第六 居留民團法施行規則第十八條に依る行政委員委任事項</p> <p>第七 行政委員選舉</p> <p>第八 出納検査委員の數並に選舉</p> <p>午後九時十分議員入場</p> <p>米田 議長 七時開議の定刻より二時間餘九時を過るぐも尙出席議員定數に滿らず即ち出席及代表を合せて六十八名なれば遺憾ながら流會とし明日は本日と同一議案に就き開會すべし</p> <p>散會午後九時十五分</p> <p>第三 回(再招集) 三月二十七日 會場 日本俱樂部</p> <p>議事日程</p> <p>第一 取得課金規則</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(一) (二)

<p>第二 準備行政委員の制定に係る諸規則の討論</p> <p>第三 明治四十一年度歳入出総豫算</p> <p>第四 明治四十一年度特別會計豫算</p> <p>第五 警衛團修工費特別會計規則</p> <p>第六 居留民團法施行規則第十八條に依る行政委員委任事項</p> <p>第七 行政委員選舉</p> <p>第八 出納検査委員の數並に選舉</p> <p>午後八時二十分開會議員出席又は代表せらるるもの六十三名</p> <p>米田 議長 是より開會すべし議事日程中第二準備行政委員の制定に係る諸規則の討論は都合に依り撤回し第一取得課金規則に就き討論せん</p> <p>鈴木 敬親君 取得課金賦課の標準不明に就き明瞭なる説明を求む</p> <p>米田 議長 其標準は從來の課金賦課徴収規則を土臺とし十等二弗とありしを削除し其他は大概從來と同様なり</p> <p>鈴木 敬親君 取得課金は由來營業税に屬するものなりや將た所得税に屬するものなりや其金額のより方などは何から計算して現はしたるや依つて來る所以如何</p> <p>豊岡 保平君 只今鈴木君の質問に對する議長の答辯は議長としてなりや或は一個の行政委員としてなりや</p> <p>米田 議長 只今の質問に對する答辯は單に行政委員としてなり</p> <p>豊岡 保平君 然らば今後の答辯も同様と心得て然るべきや</p>	<p>米田 議長 自然左様の次第となるべし是より鈴木君の質問に答へんに課金は内地に於ける所得税と大略同様の性質のものなり</p> <p>西本 茂吉君 只今鈴木君の質問されたる條項に對しては尙一層詳細に説明を願ひ度し尙余は是より順次六七條の質問を爲さん、第一取得の意義は商人にありては總体の賣上高の事なりや又は純利益のみなりや、第二停給取は單に其毎月の俸給のみなりや將た年内の賞與及び手當等も含有するものなりや、株式より起る利益、諸公債の利子土地より來る利益等も其取得の中に含むものなるか、第三苟くも獨立の生計をなす者に對しては悉く取得課金を賦課徴収する有様なるが然らば彼の藝者に課金を賦課すべきものなる可しと信ず是れありや否や、第四内地にありては所得税は直接に國税として徴し然らざるものは悉く縣税或は地方税として徴取し聊かたり共同一の税を重課する事を得ず但し附加のみは差支なし然るに若し當地にありて株式等より起る利益に課金するやうの事ある時は在當地の諸會社の如き内地に本店を置きたるものに對しては其取得に二重の税を賦課するものにして此等は内地の課税法と抵觸せざるにや、第五若し一戸の商店にして全然純利益無きものは如何に可きや殊に斯るもの天津には多からんと思ふ開業早々は純利益なし斯る利益なき店舗に對しては如何なる率を標準として課金するものなりや尤も彼等ども租界に對する義務即ち衛生道路其他の費用を負担するの義務は他と等しかる可きなり、第六届出づべき取得の年額は前年度計算に依るか或は當年度の見込に依るか又新來住者にして見込の立難きものは如何第七自己の取得高を其筋に届出づる際虚構の届</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出をなしたらば如何にす可きか是れは能く内地にも其例ある事なれば當地にも無しとは斷言し難し若しありとせば其事實の調査は行政委員がなすものなりや將た民會にてなすものなりや若し委員がなすものとするれば委員に左様の権能ありや或る種の調査は兎も角時機に依りては家宅搜索等をも敢てなすにあらざれば最も公平なる調査はなし能はざる可し然らば行政委員は在留民の家宅侵入等をなしても差支へなきや又在留民は是等の場合にも甘んじて其調査を受けざる可からざるか此事に關しては明瞭に規則に示す所なくんば往々不都合を來すべし次に取得課金規則の第四條は行政委員が定むるものなりや余は確かに在留民が行政委員會に委託し定む可きものなりと信す

安川雄之助君 只今は取得課金規則の第一讀會なり西本氏の質問は第二讀會に於て議するが至當なる可しされば只今は第一讀會として全体に涉る質問をなす方恐らくは議事進行の都合上遙に便宜なるべし(賛成の聲起る)

西本 茂吉君 安川君の言あれ共畢竟するに此質問は此議案の死活問題なれば第一讀會に於て此議案に就き充分質問を遂げて不可を決定して差支へなかる可し

米田 議長 本案に就き意見あらば陳述せられ度し

西本 茂吉君 然らば余の質問は如何なる場合に可きか

米田 議長 安川君の言の如く逐條審議の場合に質問せられたし

友成 貞君 現行課金規則は現今の行政委員諸君が明治四十年中之を定めたるものなるが今度此の改正案を提出せられたる理由を説明せられたし

(四一)

米田 議長 従前の規則は課金の標準を定めざるの不備あり依て此不備を補はん爲めに此改正案を提出せしなり但し課金の金額は全体の上にて従前のものより十等二弗を削減せしを重なるものとし其他は大抵現行規則通りなり

友成 貞君 本員は本案に對して絶對に大反對を表す本員の見る所を以てすれば只今の説明は單に表面の説明にして別に裏面に深き理由あるべし即ち現規則中課金六等十八弗とあるを今年取得二千弗以上課金十六弗に改正せられたるは外見上實に些細の事にて別に留心の價値あらざるが如きも實質上此改正案は此點が隠れたる最要の主眼にして十八弗の議員資格を廿四弗に上さんとするものに似たり六等課金のものは實に百五十名に近くして總民團議員數の半を占めつゝあるに是れ等百五十名の日清人は此改正案實施の結果悉く民團議員たる資格を失ふに至る可し改正案には課金十八弗を廢し十六弗の上を二十四弗とせり一ヶ年十六弗は是れを一ヶ月に割當つれば一弗三十三仙餘となり領事館令に定むる所の議員資格は一ヶ月一弗五十仙以上の課金負擔なれば此間僅か十七仙内外の差異にて百五十名の議員資格を生ずる譯合なり僅々十七仙の爲めに多數の議員資格を奪ふは實に慘酷なる行爲と謂ふべし殊に領事館令に民團議員の資格を毎月課金一弗五十仙以上を納むるものと規定したるは昨年八月居留民團法實施に際し居留民大會の結果領事及び居留民全体が最も適當と認めたるものなるに今及びて斯る改正案の主旨に據り僅に年課金二弗の差異にて多數の失格者を生じしめんとするが如き實に意外の至りなり又昨年九月と現今と民衆に於て別段の變遷なきに急に議員の課金資格を月二弗とするが如き實に理

(五一)

由なき事にあらざるや此の如きは實に居留民を無視し兼て又領事館令を出し抜けにするものにあらざるなれば第二の反對理由なり尙我が帝國居留民團法施行規則に據れば民團議員の資格の規定は内地市町村制及び韓國統監府居留民團法規則に據らざる其精神のある所は全般居留民の上にて一定の民團議員資格を寬與せんとするにあり然るに今故なくして資格者の課金程度を高め居留民が民團議員たり得る範圍を縮少するが如きは規則の精神に背けり現在議員三百名は多きに過ぎ民會を開くに不便なりとして課金二弗以上の者を資格者と改むるならば直ちに百五十名の失格者を生じ議員數半數ならんも此の如き理由を以て議員資格を改正せば居留民の増加と共に二弗が三弗三弗が四弗と逐次改正の必要を來すや必せり此の如きは實に民會の根本を破壊するものにして若し民團議員三百名なるが爲めに民會を開くに不便ありとせば別に他の方法に依り此不便を防遏すべし是れ第三の反對理由なり若し夫れ強いて課金の多きもの即ち富者のみに議員資格を與ふるならば將來富者と貧者の懸隔甚だしく貧富の意志疎通せず遂には自治行政の根本を忘却するに至る可し故に此改正案は有害にして寧ろ無益なるものとして全然否決せんと欲する者なり

小幡 勇治君 本員は友成君の説に不賛成なり成程或點に就ては賛成し難きものあらんも其點は第二讀會に於て之を修正せば可なり必ずしも本改正案を否決するに及ばざるなり本員は大体に於て此改正案に賛成するものなるを以て第二讀會に移られんことを望む(賛成の聲起る)

米田 議長 友成君の否決説に賛成の諸君は起立

(六一)

米田 議長 少數と認む

米田 議長 直ちに第二讀會を開くに異議なきや(異議なし)と呼ぶもの多し

米田 議長 然らば直ちに本案の第二讀會を開き逐條審議せん

鈴木 敬親君 第一條に「法人並に一戸を構へ云々」とあり此の意義は如何

米田 議長 普通一軒の家を構へ居る者なり

鈴木 敬親君 然らば他人の家の一室を借居る者は如何

米田 議長 是は獨立の生計をなす者とする

西村 博君 第一條を修正し「本民團區域内に於て」の下に「日本人をして」の文字を入れ清國人を含めやうにしたし我租界内に住する清國人より課金を徴取する事は租界發展上に於て最も拙劣なり何と云へば草創の時代は屬する我居留地には清國人をして一人も多く居住せしむるが最も必要なるに若し現今に於て清國人より課金を徴收せば清國人の居住者從つて少く延いては租界の發展上に妨害あればなり然れども斯くせば清國人より課金として徴收すべきだけの金額は歲計上缺陷を生ずるの恐れある可きも其等は他に其財源を求め得らるべし

友成 貞君 西村君の意見は一應の理あるが如きも第一條の條項に於て之を示すは法文の體裁上面白からず且つ民團法施行規則第七條の規定もあれば清國人除外の規定は別に一條を設くる可とす

西村 博君 友成君の説に従ひ別に一條を設くる事に訂正すべし即ち其餘文は「本規則は清國人に適用せず」との一條を加へん



(七一)

安川雄之助君 西村君の説は成程支那人を住居せしめ租界發展の計畫をなすには可  
なるべきも民法施行規則の精神に於ては支那人と雖民會に參政權を有するものな  
れば議員の資格を定むる場合支那人も亦課金を負擔せざるべからず故に若し強ひて  
西村説を實行し全然課金を徴收し能はざることをすれば根本より法律を改定せざれ  
ば不可なり故に本員は西村説に反對す

豊岡保平君 本員は先決問題として民會會議規則の「議員の發案修正及動議は十名  
以上の賛成者あるにあらざれば議題となす事を得ず」とある「十名以上」を「二名」と  
改正せんとする動議を提出す

米田 議長 此際限り便宜上會議規則の十一條に據らず三名位の賛成者あれば可  
なることとして如何但し是れは議事日程を變更するにあらず只便宜の取計をなす  
のみ(賛成者々の聲起る)

西本茂吉君 若し議事規則を變更し得るならば十名以上とあるを二名か三名に制限  
しては如何

米田 議長 議事規則の修正他日の問題とすべし

西本茂吉君 此問題を先決せざれば規則に抵觸する恐れなきや

米田 議長 便宜上法律に拘泥することを避けし

西本茂吉君 議事規則上此の行爲は大に規則を無視するものと思ふ

米田 議長 只満場に相談せしのみ

西本茂吉君 議事規則を變更せし方捷徑ならん別に時間を要せざるべし

(八一)

米田 議長 若し會議規則を改正せば延いて他の規則をも改正する事となるべし故  
に規則變更は此場合混雜を生む

西本茂吉君 規則を正式に改正せざれば決議の無効となる事はなきか

米田 議長 然らば此相談は取消すべし、西村君の修正動議は十名以上の賛成者な  
ければ成立せず第一條原案に異議(異議なし)

米田 議長 然らば原案に可決し第二條に移る

太田萬吉君 本員は第二條取得課金の修正説を提出す原案中五百弗以上五千弗以上  
迄の賦課金は悉く千分の八の割合を以て課せられ年取得金七千弗以上課金年額六十  
弗は千分の八強の割合となり同じく一萬四千弗以上課金百二十弗も同じ割合となり  
居るも此一万四千弗とある「以上」の二字は大に研究すべき性質のものなるべし即ち  
此規定に依れば一万四千弗以上ならば二万弗にても五万弗或は十萬弗千方弗も一万  
四千弗以上なり思ふに此標準を定めたる當局者は一萬四千弗を天津に於ける我日本  
人の年取得金の極度と見たるか但しは又一部の大商人を保護する爲めに斯る制限を  
付したるものなりや僅か五百弗収入の者には四弗の課金を負擔せしめ一萬四千弗以  
上のものには百二十弗より上さすと云ふは不公平の極と謂ふ可し故に本員は是れを  
悉く取得年額五百弗以上千分の八の割合を以て賦課すべしとの修正説を提出す

歌川太之助君 太田説に賛成す

安川雄之助君 本員の考を以てすれば取得課金なるものは民會議員の資格を定むる  
爲めのものにて強ち租界の収入を計るを目的とせず我租界は課金を徴收せずとも經

(九一)

西本茂吉君 取得の意義不明なれば極めて意見を吐きにくし

米田 議長 取得は法人にありては各事業年度總益金より同年度總損金を引去りた  
るもの又個人にありては総収入金より必要の經費を引去りたる豫算年額但し配當金  
係給手當年金恩給金は其収入豫算額と承知せられたし尤も取得に關しては別に一條  
を加ふる者なり

西本茂吉君 所得無き者は如何

米田 議長 届出なければ可なり

米田 議長 太田説に規定の賛成者ありや(賛成者々々と呼ぶもの十名以上)

米田 議長 太田君の修正説は成立せり

安川雄之助君 一應太田君の修正案を承りたし

太田萬吉君 年取得五百弗以上のものに對し悉く千分の八を課せんとするものにて  
即ち第二條を「取得課金の率は年取得金高五百弗以上悉く千分の八とす」と修正する  
にあり

西村 博君 本員の精神も太田君と大同小異なれども一律に課金割合を千分の八と  
しては何錢何厘までも算出せざるべからざることなり小銀貨の換算など随分面倒  
なれば矢張り此標準に據り弗を單位として賦課することとして如何

太田萬吉君 左程面倒にもあらざるべし

友成 貞君 安川君は只今此の取得課金は議員資格を定むるを目的とする故に議員  
たらんと欲するものは相當の取得金高を届出づれば可なりと言へり是れを行政委員  
たる安川君の言なりとすは實に無責任の極にして暴言も亦甚し安川君の言は一個  
人としてなりや將た又行政委員としてなりや

安川雄之助君 無論一個人としての意見なり

小幡勇治君 一律に千分の八の割合とするは計算上随分面倒なれば宜しく原案の通  
り規定し置く方便ならん細密に打算する事公平ならんも先づ大体に於て原  
案を可とし只末項一萬四千弗以上一百二十弗とあるを「一萬弗以上二百二十弗但し  
一萬弗を増加する毎に一百弗を増加す」と修正せん(賛成者々々と呼ぶ者十名以上)

米田 議長 小幡君の修正説は成立せり

友成 貞君 本員は取得金二千弗以上課金十六弗とあるを課金十八弗と改むるの修

(〇二)

安川雄之助君 一應太田君の修正案を承りたし

太田萬吉君 年取得五百弗以上のものに對し悉く千分の八を課せんとするものにて  
即ち第二條を「取得課金の率は年取得金高五百弗以上悉く千分の八とす」と修正する  
にあり

西村 博君 本員の精神も太田君と大同小異なれども一律に課金割合を千分の八と  
しては何錢何厘までも算出せざるべからざることなり小銀貨の換算など随分面倒  
なれば矢張り此標準に據り弗を單位として賦課することとして如何

太田萬吉君 左程面倒にもあらざるべし

友成 貞君 安川君は只今此の取得課金は議員資格を定むるを目的とする故に議員  
たらんと欲するものは相當の取得金高を届出づれば可なりと言へり是れを行政委員  
たる安川君の言なりとすは實に無責任の極にして暴言も亦甚し安川君の言は一個  
人としてなりや將た又行政委員としてなりや

安川雄之助君 無論一個人としての意見なり

小幡勇治君 一律に千分の八の割合とするは計算上随分面倒なれば宜しく原案の通  
り規定し置く方便ならん細密に打算する事公平ならんも先づ大体に於て原  
案を可とし只末項一萬四千弗以上一百二十弗とあるを「一萬弗以上二百二十弗但し  
一萬弗を増加する毎に一百弗を増加す」と修正せん(賛成者々々と呼ぶ者十名以上)

米田 議長 小幡君の修正説は成立せり

友成 貞君 本員は取得金二千弗以上課金十六弗とあるを課金十八弗と改むるの修

正説を提出す其理由は第一讀會に陳述せし通り議員資格に大關係を有すればなり  
(賛成々々と呼ぶもの十名以上)

米田 議長 友成君の修正説は成立せり  
富成一二君 安川君の説の如く取得に對する課金徴收は單に民會議員の資格を定む  
る上に於てのみ必要との事なれば四弗以下の課金を全廢しては如何然らば支那人等  
は喜んで出金せざるべし

米田 議長 是より太田友成小幡三君の修正説に就き指名點呼を以て採決せん先づ  
太田君の修正説より採決す

西村書記長點呼

賛成 一

反對 四十五

米田 議長 少數否決

米田 議長 第二友成説取得金二千弗に對する課金十六弗を十八弗に改むる修正  
西村書記長點呼

賛成 三十六

反對 二十二

米田 議長 多數可決

米田 議長 第三小幡説年取得金一万四千弗以上課金百二十弗を年取得金一万弗以  
上課金百二十弗増す毎に一百弗を加ふるの修正

(一)

(二)

西村書記長點呼

賛成 三十五

反對 二十一

米田 議長 多數可決

米田 議長 第三條異議なきや  
桑原信雄君 「毎年度」あるを「毎一年度」修正したし(賛成々々の聲起る)

米田 議長 他に異議なければ桑原君の修正通り可決 第四條に移る

米田 議長 年取得高は如何にして定むるか

西本茂吉君 前年度の模倣により翌年度の豫算を届出づれば可ならん

米田 議長 本條の次に左の一ヶ條を加へ之を第五條とし原案の第五條以下を順次  
繰下げ併せて之を議題とせん

第五條

取得は左の區別に従ひ之を算定す

一、法人の取得は各事業年度總益金より同年度總損金を控除したるものに  
依る

二、個人の取得は総収入金より必要の経費を控除したる豫算額に 配當  
金、俸給、手當、年金、恩給金は其収入額の豫算額に依る

収益金は賣上高なりや將た純益金なりや

米田 議長 収入金にして純益金にあらず

西本茂吉君 行政委員はこの第四條第三項の如く負擔者の負擔額を決定する權利あ  
るべし

りや決定權はもと居留民會にある筈なれば茲に行政委員に對し「委任」の文字を挿入  
すべし

米田 議長 然らば如何に條文を修正せんとするつもりなるや  
西本茂吉君 別に修正案を提出するにあらず余は只正確なる調査をなす必要あるを  
以て民會より其權利を行政委員會に委任すべしと云ふのみ

米田 議長 届出に依り負擔額を定むるものなれば別に差支なからん  
西本茂吉君 本員は其届出が果たして實なりや否や調査するが必要なるべしと思ふ

米田 議長 西本君の説に賛成ありや(原案賛成の聲多し)

米田 議長 原案賛成多きを以て原案に決し第六條(舊五條)に移る

西本茂吉君 新たに其区域内に住居したる者は取得の豫算届出の必要なきや

米田 議長 取金豫算を届出づべし

米田 議長 別に異議なければ可決と認め日程を變更して直に本案の第三讀會を開きて  
如何(異議なき)の聲起る)

米田 議長 然らば直に第二讀會を開く二讀會の決定に異議なきや(異議なき)

米田 議長 別に異議なければ第二讀會決定の通り本案を確定す

米田 議長 是より明治四十一年度歳入出總豫算に移る

友成 貞君 此豫算全部は議長の指名を以て特別委員を選び審査せしめては如何  
(賛成々々の聲起る)

(三)

(四)

米田 議長 友成君の委員附託に反對の諸君は起立(起立者なし)

米田 議長 反對者なきを以て特別委員を指名すべきも何名にて可なるや

友成 貞君 七名にて可ならん

米田 議長 然らば特別委員として鈴木敬親、友成貞、西村博、豊岡保平、西本茂吉、  
小幡勇治、桑原信雄の七君を煩はし尙至急特別委員會を開き三十日迄に報告せら  
れたし

米田 議長 次の日程第四、審判修工事特別會計規則、日程第五、明治四十一年  
度特別會計豫算は一括して問題となさん是は豫算關係の案故前同一委員に附託して  
は如何(賛成々々の聲起る)

米田 議長 然らば日程第四、第五は前同一委員に附託す

米田 議長 日程第六居留民團法施行規則第十八條の規定に據る行政委員會委任事  
項に移る是は居留民團法施行規則第十七條に列挙せる事項中第一、第二、第三、第四、  
第五、第六及び第七の七項を除き其他の事項を行政委員會に委任せば如何併し是  
れは單に本員一個の案として提出するものなり

小幡勇治君 從來行政委員の経験に依れば只今議長の列挙せられたる事項のみにて  
充分なりや尙其他に不便の點はなきや

米田 議長 本員はそれ等の件に就いては研究足らざるが故に十分の説明を爲し難  
し

友成 貞君 第十七條中の項目を嚴重に個々に分つは頗る困難を感ずる場合あるべ  
し



(五二) 故に其一部分を行政委員会に委任するよりは今後必要に應じ其都度委任する方宜しからん(賛成の聲起る)

米田 議長 只今決定し置きては如何友成君の説の如くせば頗る漠として取扱上困難なるべし

米田 議長 兎に角規則第十七條中の第一、二、三、四、五、六、十五の七項は民會に付議すべきものとして如何

藤田語郎君 第十二項をも加へられたし

米田 議長 是より採決せん(異議なし)の聲起る)

米田 議長 異議なしと認め採決す居留民團法施行規則第十七條に列擧せる事項中第一、第二、第三、第四、第五、第六及第十五を除ける他の事を行政委員会に委任するに賛成の諸君は起立

米田 議長 多數可決確定

米田 議長 是より行政委員の選舉を行ふ等なれ共出席者少數につき明晩引續き此の選舉を行ふべし

西本茂吉君 特別委員附托の日程第三、四、五の三案議決の後行政委員の選舉を行ふては如何

米田 議長 民會の日限迫まり居れば延引し難し

豊岡保平君 問題外の質問なれども第八議事日程出納検査委員の権限は如何なるものなりや

(六二) 米田 議長 取調へ明日答辯す可し本日は是にて散會

散會午後十一時

第三 四 回 三月二十八日 會場 日本俱樂部

議事日程 (前回の續)

一 行政委員選舉

一 民團出納検査委員の數及其選舉

午後八時半開會議員出席又は代表せらるるもの一百二十三名

米田 議長 是より議事日程第七行政委員の選舉を行はん只今投票用紙と封套とを配布せしむべきに付封入の上持参せられたし前回議長選舉の際には記名ありし爲め無効となりしもの五票あり今度の選舉も無記名なれば注意を乞ふ尙選舉すべき委員の數は行政委員並に豫備員を通じて十五名なり

豊岡保平君 前回に質問したる會計検査委員の権限は如何行政委員監督の位置に立つべきものなりや

米田 議長 出納の検査をなすものなれば或る場合に於て幾分か監督の意味を含むやも知れず

西村 博君 投票には必ず十五名を記すべきものなりや

米田 議長 何人にも更に差支なし

米田 議長 選舉立會人は領事より指命せらるべし

小幡總領事代理 本職は足立傳一郎、豊岡保平兩君を行政委員選舉立會人に指命す

(七二) 米田 議長 只今領事より指命せられたる如く足立豊岡兩君に立會を乞ふ

(足立豊岡兩君立會す)

沖田介次郎君 年取得金高二千圓以上のものを議員資格者と認めてよろしきや

米田 議長 是は昨日決定の通りなり

沖田介次郎君 今回の改正課金規則中の年取得高二千圓以上のものは従前の課金六等負担に相當すれども未だ其届出なきを以て其資格の有無を確め難し故に止むを得ず従前の課金六等以上を負担せるものより選舉せざるべからざるも其被選舉者が改正課金規則に依り年取得金二千圓以下となり議員資格を失はんにも限らず此場合に於ては如何

米田 議長 資格なければ豫備員より補充すべし

米田 議長 代人の方は必ず委任状を持参せられたし

安川雄之助君 姓のみにて名前は不要なるや

米田 議長 名前も記入せられたし

安川雄之助君 名前のなきものは無効に属するや

米田 議長 他に同性のなきものは敢て差支なきも同性のものあれば差支あるに依り姓名を記されたし

投票 票

米田 議長 最早投票に洩れたるものなきや

米田 議長 是より開票せん

(八二) 米田 議長 開票の結果を報告せん

投票總數 一百二十三

九十票	米田 俊徳君	八十一票	安川雄之助君
七十八票	若川 眞吉君	七十四票	西村 博君
七十二票	井上 一男君	七十二票	沖田介次郎君
六十八票	友成 貞君	六十七票	村 龜君
五十七票	武内桂次郎君	五十六票	渡邊 龍聖君
四十八票	豊岡 保平君	四十三票	西本 茂吉君
四十票	藤井 恒久君	三十八票	小松 林藏君
三十六票	足立傳一郎君	三十四票	加藤 定吉君
三十三票	小幡 勇治君	三十票	三浦 喜傳君
三十票	桑原 信雄君	二十七票	鈴木 敬親君
二十四票	内田 兼吉君	二十四票	太田 小吉君
二十二票	武内 才吉君	二十一票	三毛 藤吉君
二十票	吉野 作造君	十九票	田添 豊彦君
十八票	太田 万吉君	十七票	水野 安介君
十八票	平賀精次郎君	十六票	川畑 竹馬君
十五票	神谷佐兵衛君	十四票	桑田 與一君

(九二)

十三票	中戸川忠三君	十三票	菊池 季吉君
十二票	樺村 保君	十二票	天野 健蔵君
九票	船橋甚兵衛君	九票	中島半次郎君
九票	西村豊太郎君	九票	松長三郎君
八票	井上 熊吉君	七票	松崎 時勉君
七票	富成 一二君	六票	出口 雄次君
六票	安田 篤郎君	六票	山科 祐二君
六票	眞水 英夫君	五票	平林儀左衛門君
五票	山下竹三郎君	五票	市橋虎之助君
五票	西 時雄君	五票	田中 信吉君
四票	藤田 語郎君	四票	嘉悦 敏君
四票	古城 梅溪君	三票	清水章三郎君
三票	原田俊三郎君	三票	豊島 梅吉君
三票	方 若君	二票	長峰 與一君
二票	岡村 藏繁君	二票	吉田房二郎君
二票	千葉 初蔵君	二票	田村 多吉君
一 票	鶴田 權六君	一 票	東京建物株式會社
一 票	北口 茂七君	一 票	阿部 政吉君
一 票	歌川大之助君	一 票	松本 茂君

(〇三)

一 票	上野 藤蔵君	一 票	村津市之助君
一 票	茨木 民蔵君	一 票	西村 銜象君
一 票	高橋 剛吉君	一 票	亙 新七君
一 票	英 欽 之君		

(注意、投票数の累計、多数より少きは連記定数十五名に足らざる投票ありしに因る)

米田 議長 米田、安川、皆川、西村、井上、沖田、友成、村、武内、渡邊の十君行政委員に當選豊岡、西本、藤井、小松、足立の五君豫備行政委員に當選せらる(拍手起る)

米田 議長 日程第八に移る出納検査員の数は二名以上と規定せり幾名とすべきか

鈴木敬親君 三人にて宜しからん

米田 議長 鈴木君の説に就ての賛否如何(賛成々々の聲起る)

米田 議長 然らば三名とすべし是より選挙を行はん

皆川廣量君 只今行政委員の選挙に長時間を要したり此選挙にも亦恐らくば一時間を要せん可成議長の指名に致し度し(賛成々々の聲大に起る)

米田 議長 出納検査委員は居留民會に於て選挙す云々の規則もあれば投票を願ふ

友成 貞君 選挙には投票と指名との二あり故に別に選挙に就て何等の制限なき以上は指名にても敢て差支なしと思ふ

米田 議長 出納検査委員の選挙は行政委員選挙の條項を準用すとあり故に行政委員の選挙の如く正式に投票を以て選挙しては如何

(一三)

友成 貞君 法文の示す所は準用にして適用にあらず

米田 議長 務日の問題にもなること故御手数ながら矢張り投票に願ひたし委員數は三名なり

長谷川儀三郎君 準備行政委員中より選挙しても差支なきや

米田 議長 準備行政委員は行政委員補缺の爲めにあるものなれば可成残し置きたき所存なり尙念の爲めに報告せん準備委員は豊岡保平、西本茂吉、藤井恒久、小松林蔵、足立傳一郎の五君なり

米田 議長 投票に洩れたるものなきや

米田 議長 開票の結果を報告せん

二十四票	山下竹三郎君	十九票	鈴木 敬親君
十九票	菊池 季吉君	十七票	武内 才吉君
十五票	水野 安介君	十五票	桑原 信雄君
十四票	加藤 定吉君	十三票	市川 芳雄君
十二票	太田 小吉君	九票	吉野 作治君
八票	太田 万吉君	七票	小島 勇治君
六票	中戸川忠三君	六票	三毛 藤吉君

投票總數 七十七票

(二三)

五 票	加藤 子郎君	五 票	横島 傳介君
四 票	内田 兼吉君	四 票	井上 熊吉君
三 票	豊島 梅吉君	三 票	豊岡 保平君
三 票	神谷佐兵衛君	二 票	川畑 竹馬君
二 票	出口 茂三君	一 票	平林儀左衛門君
一 票	藤井 恒久君	一 票	三浦 喜傳君
一 票	井上 一男君	一 票	岡村 繁蔵君
一 票	松本 茂君	一 票	松岡保之助君
一 票	吉田 良蔵君	一 票	友成 貞君

米田 議長 山下、鈴木、菊池の三君當選せり

米田 議長 昨日委員附託と爲りたる明治四十一年度歳入出豫算に付き特別審査委員長より審査の結果を報告せらるる等なり

西村 博君 最早時刻も遅く出席議員中には多数の歸宅したるものあるが如し議員定數に満てりや

米田 議長 大分歸宅の議員ありて定數を欠けり依て本日は此儘散會し明後日引續き議事を開くべし

散會午後十一時四十分

第五回 三月三十日 會場 日本俱樂部



議事日程

一 明治四十一年度歳入出総豫算案(第一讀會の續)特別委員長報告

一 審計開修工費特別會計規則(第一讀會の續)特別委員長報告

一 明治四十一年度特別會計豫算案(第一讀會の續)特別委員長報告

午後八時二十分開會議員出席又は代表せらるるもの五十九名

米田 議長 前會に引續き明治四十一年度歳入出総豫算案につき開議すべし豫算案

審査の結果は委員長より報告せらるべし……鈴木敬親君

特別委員長鈴木敬親君登壇

鈴木敬親君 本員は特別委員長の資格を以て審査の結果を報告すべし本員等は去る

二十七日附託を受け翌二十八日午後一時より委員會を租界局に開き出席の行政委員

米田、内田兩君の説明を聞き審査の結果多少の修正を加へて本案を可決したり今逐

次其修正の個所に就て報告せん歳入豫算第一款取得課金の項目は先般議決したる課

金規則の年取得二千弗以上十六弗を十八弗に修正の結果二百五十弗を増加し合計一

万二千二百七十四弗となり従つて歳入の総計七万一千二百二十六弗五十五仙となれ

り其他の項目は全部原案の通り可決せり次に歳出に於て事務所費の中旅費百八十弗

を三百六十弗と修正したるは一ヶ月平均十五弗にて不足なるべしとの意見にて全

會一致を以て修正せり又土木費に於て修造費に二千弗を増加したるは下水溝の修繕

費に充つるが爲めにして原案九千七百七十九仙を一万一千七百七十九仙と修正せり

又植樹費の科目に於て原案一本十弗のもの四十七本分を全部削除し一

仙と修正せり

(三三)

(四三)

本一弗五十仙のもの二百本とあるを一本二弗二百五十本と改めたる結果二百七十弗  
を減じ原案千〇九十九弗八十仙とあるを八百二十九弗八十仙と修正せり是れ一本十  
弗の太木は移植甚だ困難にして枯死の虞多しとの多數の意見に因り又新に第十二  
款雜支出の一款を設け一千二百弗を豫算したるは居留民團の名譽職に在る諸君が民  
團を代表して爲したる行爲並に……出張せる場合に其實費の補償等に充てんが爲  
めにして豫備金を三千九百四十四弗九十五仙とし結局歳出に於て二千七百二十弗を  
増加せり此増加額は臨時歳出に於て一項目を全廢し其金額を以て之れに充てたるも  
のなり次に臨時歳入出に於ては歳入は原案の通り可決し歳出に於て第三款第二項  
に撤水費五千五百八十弗を全廢せり此費目は撤水車三台、馬七頭、馬具三組、厩舎及  
馬夫部屋各一棟、水揚揚一ヶ所の新設費にして現在租界の撤水は請負事業となり居  
れるを租界局の自營となさん計畫にて此費用を要求せるものなるも由來民營を官營  
として却つて成績の懸るざるもの其例甚だ乏しからざるを以て寧ろ監督を充分にし  
て更に一年間を民業に任せ試みたる上尙不可なれば民團の自營とするも敢て選  
からずとの意見にて全會一致を以て此項目を削除するに決したり其結果第三款土木  
費六千九百八十弗を一千四百弗とし他は悉く原案の通り可決し結局臨時歳出を六  
千六百九十四弗十二仙と修正し總豫算は歳入經常部七万一千二百三十六弗五十五仙  
同臨時部八百七十三弗六十八仙合計七万二千一百一十弗三十三仙、歳出經常部六万五千  
四百十六弗十一仙同臨時部六千六百九十四弗十二仙合計七万二千一百一十弗三十三仙と  
なれり宜しく審議あらんことを望む

米田 議長 別に質問なきや

米田 議長 是より日程を變更して直ちに本案の第二讀會を開いては如何(異議な  
し)

米田 議長 然らば本案の第二讀會を開く

安川雄之助君 只今鈴木委員長の報告せられたる委員會の修正に對し意見を述べん

新しき樹を植ゆるには經驗上小さいのがよいと云ふ意見にて我租界にも此方針を執

り來りたれども昨年佛蘭西租界に於て舊公園の太木を通路に移し植へたるを見ら

るものにて大樹の移植は一概に無効なりと限られたるにあらす小き木なればとて

悉く生育するを保し難きものなれば寧ろ原案の通り大樹を植へて市街の壯觀を添へ

兼ねて大樹移植の成績を試験するは最も其策を得たるものなりと信ず依て原案の復

活を望む最四十七本を多しとせば二十本にては可なり

加藤子郎君 一寸委員長に質問せん此歳入歳出豫算の如きものは此の如き只計數上

の文字のみにては其内容實質を想像し難し前年度と本年度との豫算を比較して如何

なる減少を來し如何なる増加を來したりしやを審議する標準を取らざる可なり

の比較如何

鈴木敬親君 加藤君の質問に答へん民團は昨年九月よりの實施にて前年度の比較を

取るに一々なきやうに豫算案には備考欄に大体の説明あり金額の少なきものに

て説明なきものは舊租界時代の平均を見積り新設の第十二款名譽職議員賃費補償

の比較如何

は審議の上此額を見積り又歳入は悉く現在の収入を標準とし之れを豫算したるもの

にて収入の結果は或は豫算より多少増額すべき見込なりとのことなり尙序に報告す

べきことあり豫算委員會に於ては豫算上項目の流用を計すことを議決したり

米田 議長 經常歳入豫算第一款取得課金一万二千二百七十四弗の修正に異議なき

や

安川雄之助君 一々款を追ふて審議すべきや或は委員會の修正の分だけを審議に付

するや若し一々審議するならば特別委員の審査は殆んど徒勞たるべし已に審査委員

に附托したる以上は委員會にて修正したる款項のみを議するが至當たるべし

米田 議長 特別委員會の修正案を原案として可否を決すべきに付順次討議せん

ものなり尤も其修正項目のみを議せし他は悉く原案賛成となることなれば修正の

項目のみを議せざるも可なり別に異議なければ修正の項目のみを議せん

米田 議長 歳入取得課金一万二千二百七十四弗(異議なし)

米田 議長 異議なければ修正通り可決す

米田 議長 他の歳入に於て別に異議なければ原案可決と認む

米田 議長 經常部歳出第一款一万二千三百九十二弗の修正を議題とす是は旅費百

八十弗を三百六十弗と修正したるものなり

安川雄之助君 先刻審査委員長の述べられたる款項の流用云々は各款内のみの意味

なりや將た他の款と款とも流用し得るの意味なりや

米田 議長 同一款内の流用なり異議なければ第一款は修正通り可決……次は第三

(五三)

(六三)

款土木費の内第三項修道費の修正

安川雄之助君 如何なる費目に何程の増加なるや

米田 議長

下水溝修繕費、二千弗を増加したり異議なければ可決と認むは第六項植樹費

友成 貞君

特別委員の一人として聊か修正の理由を説明して安川君に答ふべし安川君は日本租界に一本十弗づつ木を植ゆべしとの説なれども果して生育するや否や頗る疑問なり安川君は佛蘭西租界の舊公園地の大樹を移植したる例を挙げられたるも佛蘭西租界と日本租界とは其地盤同じからず即ち我が日本租界は新に沼地を埋立てたる土地にて土質多くの水分を含み佛蘭西租界の舊来の土地とは土質に於て非常なる差異あり佛蘭西租界の一部の木を同じ土質の地に移植するは或は可ならん然れども他の土地に北京の如き遠方より一本十弗に値する大樹を我日本租界の土質の悪しき地に移植するも亦之れと同様の成績を見んことは甚だ覺束なし尙十弗の木四十七本の費用は全廢したれども二日本一弗五十仙とありしを二百五十本平均二弗づつと修正せしを以て此内にて融通を付け一本一弗より三弗四弗のものを植へ大なる木を植ゆるの可否を試験することを待べし

安川雄之助君

只今友成君の説に依れば平均二弗大小混植し得べしとのことなり特別委員の修正意見が絶体的大樹排斥にあらず實際に於て多少の餘地を存すれば差支なし

米田 議長

他に修正説に對して意見なきや……異議なしと認め委員會の修正に決す

(七三)

(八三)

す

米田 議長

次は第十二款雑支出一千二百弗名譽職員實費補償其他

安川雄之助君

本費目は塘沽等に出迎の爲め出張したる實費なりとの説明なりしが實際の意味も含み居るや

鈴木委員長

實際費も含み居れ……實費のみ

安川雄之助君

只旅費なれば兎に角或は宴會費等も含むの恐あれば此の費目は宜しく削除すべし

友成 貞君

此費目を單に實際費とすれば面白からざれども名譽職員が居留民團を代表したる時に費消したる實費の補償にして社會即ち社交上に涉りて民會を代表したる場合にも無論其實費の補償に爲すの必要あり或は其濫費を恐る人もあるべしと雖も自ら取締の途あり決して受應するに及ばざる儀なり若し全然此費目を削除するに於ては居留民を代表したる時の實費補償の途なく非常なる不便を感ずべし故に此費目を存置することは大なる必要ありと信す

安川雄之助君

友成君の説に依り理由は大に明瞭となり然れども此種の費用を必要とする場合は豫備費より支出する事とすれば可ならん

友成 貞君

豫備費と雜支出とは全然其性質を異にせし豫備費は他の費目に不足を生じた場合に於て一々行政委員會の決議を以て之を領事に申請し領事の認可を得て之を支出する爲のものにして濫りに豫算費目以外の費途に支出すべきものにあらず

す

米田 議長

別議論なければ是より採決せん……修正案に賛成の諸君は起立

米田 議長

起立者多数修正案可決

米田 議長

經常部歳出に於て他に別に異議なきや……異議なしと認め全部委員會の修正通り可決す

米田 議長

次は臨時部歳入……異議なしと認め原案に可決……次は臨時部歳出第三款第二項撤水費削除の修正

安川雄之助君

本員は撤水費の復活を望む修正の理由を聞くに委員會に於ては道路の修繕を第一とし撤水を第二に置けるか如し然れども撤水は道路の保存上必要なる已ならず衛生上にも亦最も必要なり孰れに於ても非常に道路の撤水に注意せるは本員の喋々を要せざるどころにして英租界の如き其手入れの至れり盡せるは諸君の目撃せらるるところ此設備に向つては多大の費用を投せるが如し佛蘭西租界も亦翻つて我日本租界の有様を見るにヨチ／＼と瘦馬に「タンク」を引かしめ一方の道路に撤水して歸り來るときは元の所は既に乾き居れる状態にて其不完全不体裁なる到底御話ならざる次第なり租界局より随分八ヶ開敷請負人に迫りたるも何分器具器械等を整頓すること能はず依然として不体裁を極め居れり故に一日も早く立派なる撤水器を購入し十分に撤水の目的を達せんことを希望して止まらず若し又租界局の自費を不可なりとすれば此撤水器の器具を設備して請負者に撤水事業を引受けしむるも敢へて不可なし此方法或は經濟的なるやも知れず兎に角撤水器設備の必要有利なる

(九三)

(〇四)

これは明瞭の事實なれば本員は熱心に原案の復活を希望す尙序に質問せん第三款の器具購入費千四百弗は泥土掃除器の購入費にして之に要する馬匹は撤水の馬と利用せんとする原案なり然るに撤水費を全廢せば泥土掃除器に要する馬は如何にすべき考なりや一應其説明を承りたし

友成 貞君

相變らず委員會の説に就て辯ずる所あるべし撤水器の必要は安川君と其見を同ふし皆斯くしたしと感じ居れども今日は正に其實行の期なりや否や論ずる所は只此一點のみ下水溝の修繕道路の修繕を後廻はしとして迄も五千弗以上の金員を撤水費に投じ固定せしむる必要のありや否や只水を撤くだけ理想の位置に達したりとて他の部分之に伴はざれば甚だ不都合を來すべし況んや其關係を言へば道路は主にして撤水は従たるに於てたや之れを請負事業とするも現在のもの不都合なれば之を替ゆることを待て又一人にて不足なれば二人として兎に角今後一年間經驗したる上尙不完全ならば其際此五千餘弗を投じて撤水器を購入するも未だ必ずしも過ぎにあらず完全なる撤水の必要は皆知れる處なるも今の時に於て之れが爲めに大金を投ずるは餘りに一方に偏せずや

安川雄之助君

之れを商賣的に考ふるも顧客に對して満足と爲るは必要の務めなり彼の車税の如きは税中の要部を占め租界の經營上利害關係の最も深きものなれば車の通路を良くするは當然の義務なるべし撤水器を求めんとするは即ち此道路の保存上に大關係を有すればなり我租界を通過するに建物會社の第一期の經營に終はり佛租界より支那市街に通ずる數條の道路に於ける家屋全部完成し今や僅かに背



(一四)

面に對する一部の建設を除くのみ家屋建築の未成中は撤水の區域狭かりしも今や乃ち然らず一年前の空地には人家櫛比し往來頗る頻繁となり故に時機の問題を論ずれば時機尙早にあらずして寧ろ過ぎに過ぐるの感あり依て飽本費の復活を望む若し夫れ本費を割いて他の費用を増したるの故を以て経費の途なしとのことなれば下水溝の修繕費を割き且つ補ふに豫備費を以てせば即ち足らん

川畑竹馬君 安川君の説に賛成

西村 博君 本員は特別委員の一人として聊か述べざる所あらん撤水費の件に就き實際の状況を調査したるに撤水請負者の言に依れば現在の請負額毎月百七十五弗なるものは久しき以前に定めたるものにて其後撤水すべき地域は非常に擴張したれども費用の増額なき爲めに尙舊區域に撤水をなすつゝあり若し租界全部に撤水せんとせば多少の増額を受けざれば不可能の事なり尤も斯る事業は租界局の自營よりは個人に受負はしむる方経済的にして器具一切の設備は請負人に於てし其請負額は民會にて定めたる豫算にて引受くべしとの事なり依て本員は若し租界内全部に撤水するに付き幾何の設備費を要すべきやを問ひ其見解を爲さしめたるに約二千弗あれば充分の設備を爲し得べく而して請負撤水費毎月約百弗を増加せば可なりとの確答を得たり事實果して斯くの如く爲し能ふべくんば別段急に五千五百八十弗を投するの必要なかるべし尤も原案の撤水費を以て租界全体の撤水を爲さんとすは不可能につき經常費中の撤水費を増加すべしとの事は委員會にて述べざるを忘れたれば此に之を陳述す

(二四)

白木孝悌君 西村君の説に賛成

安川雄之助君 行政委員會に出席せざるゆゑ詳しき事は知らず宜しく原案の説明を願ふ撤水租界局の自營とせば毎月幾何の經常費を要する見込みなりや

米田 議長 設備完成の曉には現在撤水請負者に與ふる費用百七十五弗にて毎月の經常費を支辨し得べしと思ふ

安川雄之助君 經常豫算に影響なきものならば尙更ら撤水器を買入るべし

西本茂吉君 本員は特別委員の一人として友成君及西村君の説以外に更に一つの重大なる本費目削除の理由を有せり即ち撤水事業を租界局の自營とすれば苦情少なからずと云ふにありて此事は既に常租界に於て其歴史あり去る三十五年當地に衛生組合を起し其事業の一として悪水及び糞便の掃除を取扱ひ組合より各戸に其費用を徴収したるに其掃除の時間朝より夕に涉り甲の家は朝乙の家は夕と云ふ調子となり各戸も其希望の時間に掃除の來らざるが爲めに苦情百出して非常なる不結果を來し衛生組合は無能なりとの攻撃を受くるに至りたり依て衛生組合は北口某に此掃除を請負しめたるに組合の爲したる仕事を十とすれば北口の爲せる仕事は八の割合に過ぎざるにも拘はらず北口に對しては聊かも苦情を唱ふるもの無かりし奇談あり其の後租界局は北口より此仕事を奪ひ各戸に一錢をも負担せしめずして直接大小便の掃除を行ひたるにも拘はらず衛生組合の時と同様に苦情絶へず當時議談紛議相通すと云へる笑話を遺して約二ヶ月の後再び元の北口の請負に放任したることあり此の實際に徴するも撤水事業を租界局の自營とするは或は前同様の紛議を招かずやとの

(三四)

心配あり素より租界局員は十二分の力を盡すには相違なげんも他の見る所は其六分が七分に過ぎずして當局者は攻撃の目標となるべし斯る恐れあるが故に此問題は暫く宿題として先づ一年位延引しては如何本員は此の如き杞憂なければ直に安川君の説に賛成の意を表す可し以上御参考迄に

安川雄之助君 若し西本君の説の如き杞憂あれば其事業は從來の通り個人に請負はしめ器具其他を租界局にて新に購求し之を貸與ふるも可なり本員の意見は撤水事業を是非租界局の自營と爲す可しと云ふにあらざる要は只器具設備の点にあり

友成 貞君 本員は向一應修正案を維持す可し若し此撤水費の項目を削除せざれば先に決定したる土木費の増加額二千弗を如何にすべきや是れ元と此費目削除の結果を増加したるものなれば若し双方とも生かし置くに於ては豫算に不足を來すべし尙普通の法則としては初めに經常費を定の後に臨時費に及ぼすが順序にて費用不足の場合には經常費に重きを置き臨時費を繰り延すを至當とす本員は此際安川君に質問せん若し此臨時費を削減せざれば當然歳入に不足を生ずるにつき後に議論の起りたる如き如何なる方法を取らざる可き考なりや

安川雄之助君 友成君の説は撤水器其他を求むるには賛成なれども金の出處なしとの事なれども經常費の内なる修繕費の或る一部は臨時費の方に廻しても可なるべし假令ば下水工事の如き來年に廻はすとも差支なかる可し只此經常費の内給料の如きは致方なげりども修繕費中の二千餘弗は當然繰延し得る性質のものなり其目的に賛成なれども金の出處なき故を以て否決すとの論旨は租界の經營を完ふせんとす

(四四)

る意見とも覺へず願くは深思熟考の上租界發達の爲めに他の費目を削減するとも此項目を復活せられんことを

友成 貞君 安川君は修繕費中より二千餘弗を削減し得るよう説かるれども本員の考を以てすれば下水溝の修繕を怠らば雨天の際汚水汎濫し道路を汚染ならしむるのみならず汚物停滞腐敗して悪臭を放ち衛生上甚だ有害の有様を呈すべし故に先づ道路を修繕し兼ねて下水溝を完全ならしめ然る上撤水事業の完全を圖るが順序ならん

沖田介次郎君 修繕費増加額二千弗は歳出撤水費五千五百八十弗を削減し其内を以て之に充てたるものなれども修繕費中新設の下水工事費は別に確たる豫算あるにあらざるを以て夫れは其時と場合に於て應急の手段を施し置き相應の金額を残して撤水器其他の購入費に充つるを可とす特に從來規定したる毎月の撤水費用百七十五弗の請負にては到底租界内全部に撤水をなし能はざるを以て最初器具購入の爲めに費用を要すれども撤水充分ならば衛生上及び道路保存上に大なる利益ある可し尙安川君の述べられたる如く我日本租界の収入は車税を最も多とせざる有様なれば可成道路に停滞物を止めず出來得る寸け諸車の通行に便利を與ふるの必要あり故に下水工事は後廻とすとも撤水事業を先にすべし尤も撤水事業を租界局の自營とすことに就ては本員別に意見あり租界局に於て器具を購入し之を請負者に貸與し馬の如きは請負者の自辦として撤水を請負はしむるも亦一法ならん依て撤水器具費の復活を望む

鈴木敬親君 特別審査委員諸君が撤水請負者に就き調査せられたる所に依れば從來

(五四)

の撤水費にては到底十分なる撤水を爲し能はざるも更に新規の器械を使用するに於ては豫期の撤水を爲し得べし併し之を爲すには多少請負費額の増加を希ふこととなり尤も之を聞きたるは已に審査委員を終りたる後なるを以て致方なりしも茲に更に相當の方法を講じては如何審査委員として委員會議決變更の動議を提出するは極めて意思薄弱なるが如きも無暗にガソリン事は自治團體の性質上明白からず依て本員は一個の意見として審査委員諸君に相談せん臨時議出中撤水費の一項削減の結果豫備費に二千七百二十弗の増加を來し居れば此内より西村君の説の如く毎月一百弗づゝ即ち一年一千二百弗を撤水費に増額しては如何(賛成の聲あり)

内田兼吉君 臨時議出土木費の一項と第二項とは互に相關聯するものなり即ち第一項の泥土掃除器を運轉する馬は第二項の撤水車の馬を使用すべき計畫なるに第一項を其儘と第二項の五千五百八十弗を全廢せば泥土掃除器に用ゆる馬は如何にすべきや

米田 議長 其馬は撤水請負者のものを使用せば差支なかるべし

米田 議長 他に意見なければ是より採決せん

安川雄之助君 只今鈴木君の修正説は如何にしたるや

米田 議長 鈴木君の修正説は議題とならず

長谷川儀三郎君 委員會議の修正案を今一厚拜聴したし

米田 議長 臨時議出中の撤水費五千五百八十弗とあるを全然削除するの修正なり鈴木敬親君 豫備費を減じ經常費中撤水費に一千二百弗を増加する事ヲ討議すべし

(六四)

米田 議長 經常部は既に議決したる場合にてもあり且つ此事は後日に於て他に方法もあれば原案の儘にて別に差支なかるべし

米田 議長 他 議論なければ是より委員會議の修正説に就き指名點呼を以て採決せん

西村書記長點呼

賛成 二十八

反對 二十五

米田 議長 委員會議の修正説多數にて可決せり是にて四十一年度總豫算案の第二讀會を終りたり日程を變更して直に第三讀會を開きては如何(異議なし)

米田 議長 別に異議なければ直に第三讀會を開く四十一年度總豫算第二讀會可決の通りにて異議なきや(異議なし)

米田 議長 異議なきや認め明治四十一年度總豫算案全部を確定す

小幡勇治君 本員は豫算案確定に際し一個の希望を述べん我日本租界の巡捕に其効用なきに事あり弊害ありとの風評を聞くこと屢々なるが之は巡捕の性質不良なるが爲なるべし斯る性質不良なる者に對し高金を支拂ひ居るは只外國人に對する一の裝飾に過ぎずと批判するものすらあるを聞けり成程現在の有様にては巡捕は殆んど裝飾物にて有害無効なるが如き感あるを以て差當り行政委員より領事館に上申し巡捕の取締を嚴重にせられんことを望む向本員の最も希望する所は支那巡捕を全廢し代ふる日本人を以てするにあれば他日其方法を講せられたし

(七四)

友成 貞君 豫算委員會に於て豫算上項目の流用を許すことを議決せり此際本會の議決を経ること必要なるべし

米田 議長 豫算上項目の流用を許すに就て異議なきや(異議なし)

米田 議長 滿場一致認め之を許すに決す

長谷川儀三郎君 本員も少し希望を述べたし日本郵便局の裏手に當る軍病院の傍なる便所は夏期非常なる悪臭を發し居留民の迷惑一方ならず彼の便所は公立なるか私立なるかは知らざれども孰れにせよ當局者は可成之を遠き方に移されたし

鈴木敬親君 此際本員も希望を述べ置かん土木費中下水工事費として二千弗を加へ置きたれば之を流用し撤水費として年一千二百弗を増加支出し撤水の完全を圖られんことを希望す

米田 議長 次、日程に移。壽街開修工事特別會計規則特別委員長報告：鈴木敬親君

特別委員長鈴木敬親君啓壇

鈴木敬親君 壽街開修工事特別會計規則は次の日程明治四十一年度特別會計豫算と關連したるものれば此上此向案を連ねて特別委員會の結果を報告せん壽街改修工事特別會計規則中第一條は原案通り第二條に寄附獎勵の方法として「但し道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少し或は免除する」と得との但書を加へ第三條中「行政委員會別に」とある「別に」の字を削除し第四條は原案の通り第五條は原案に其納入期を二期に分ちたるも徵收期は行政委員會に於て之を決し修正し全會一致を以て可決せり次に明治四十一年度特別會計豫算は全部原案の儘に可決したり宜しく審議あらんことを乞ふ

米田 議長 別に異議なければ直に日程第四の二讀會を開きては如何(異議なし)

米田 議長 然らば直に二讀會を開く：第一條(異議なし)可決と認む：…次は第二條の修正(異議なし)修正案可決と認む：…次は第三條(異議なし)修正案可決と認む：…次は第四條

安川雄之助君 五ヶ年の徵收期は如何なる打算より出でたるや

米田 議長 工費負担の程度を斟酌して五ヶ年と定めたり

安川雄之助君 本年度に出來ただけの工費費を來年度より徵收するものなるや

米田 議長 本年度に於て全部成就せしめ來年度より徵收せん見込なり

安川雄之助君 若し本年度中に成就せざる時は如何

米田 議長 工費の模様に依りては成は徵收期を延期す場合あるやも知れず

安川雄之助君 只今之を規定し置くの必要なきや

米田 議長 延期を必要とせば明年の民會に於て定むるも過からず

米田 議長 別に意見なきや(異議なし)

米田 議長 異議なければ可決と認む：…次は第五條の修正：…異議なければ修正案可決と認む

米田 議長 是にて本案の第二讀會を終りたり日程を變更して直ちに第三讀會を開きて如何(異議なし々々)

(八四)

米田 議長 然らば直に二讀會を開く：第一條(異議なし)可決と認む：…次は第二條の修正(異議なし)修正案可決と認む：…次は第三條(異議なし)修正案可決と認む：…次は第四條

安川雄之助君 五ヶ年の徵收期は如何なる打算より出でたるや

米田 議長 工費負担の程度を斟酌して五ヶ年と定めたり

安川雄之助君 本年度に出來ただけの工費費を來年度より徵收するものなるや

米田 議長 本年度に於て全部成就せしめ來年度より徵收せん見込なり

安川雄之助君 若し本年度中に成就せざる時は如何

米田 議長 工費の模様に依りては成は徵收期を延期す場合あるやも知れず

安川雄之助君 只今之を規定し置くの必要なきや

米田 議長 延期を必要とせば明年の民會に於て定むるも過からず

米田 議長 別に意見なきや(異議なし)

米田 議長 異議なければ可決と認む：…次は第五條の修正：…異議なければ修正案可決と認む

米田 議長 是にて本案の第二讀會を終りたり日程を變更して直ちに第三讀會を開きて如何(異議なし々々)



米田 議長 然らば第三讀會を開く……第二讀會決定の通りにて異議なきや(異議なし々々) 然らば本案を確定す

米田 議長 日程第五明治四十一年度特別會計豫算に異議なきや異議なければ讀會を省略して之れを確定しては如何(異議なし々々) 然らば本案を確定す

米田 議長 是にて通常會提出の議案は全部議了せり別に新議案として公立病院設立の件小學校室内遊戯場新築の件義勇團設立の件及び領事館移轉に關する建議案等あれども本日は出席者議員總數の三分の一に満たざるを以て新議案を附議すること能はず此等の諸問題に就ては追て臨時民會の開催を領事に申請せん考へなり是より本通常會に於ける成績を報告せし

明治四十一年通常民會成績

三月二十五日より同三十日迄會期五日間に於ける明治四十一年通常民會の成績左の如し

- 一、會 議 一、本 會 五 回 内 流 會 一 回
- 二、選 舉 二、特別委員會 一回
- 一、民會議長選舉
- 二、行政委員選舉
- 三、民團出納検査委員選舉

三、決 議

- 一、取得課規則 (修正可決)
- 二、居留民團法施行規則第十八條の規定による行政委員會委任事項 (原案可決)
- 三、明治四十一年度歳入出總豫算 (修正可決)
- 四、壽街兩修工費特別會計規則 (修正可決)
- 五、明治四十一年度特別會計豫算 (原案可決)

小幡總領事代理 去る二十五日居留民會を招集して今日一先づ議事を了り茲に閉會を告ぐるに至りたるは偏に諸君の精勵の結果にして我居留民全体の均しく非常に満足する處なり尙只今米田議長の報告通り民團の辦事に付すべき案件尙少からざるを以て追て臨時民會を招集し更に諸君の審議を煩はさんと欲す茲に本領事は諸君に向つて深く連日勉勵の勞を謝し以て閉會の辭となす(拍手)

閉會午後十一時二十分

明治四十一年通常民會議事録終

明治四十一年通常民會議事録附録

決議事項

明治四十一年度通常民會に於て議決したる諸規則及明治四十一年度に屬する歳入出豫算左の如し

(一) 取得課金規則

第一條 本民團區域内に於る法人並に一戸を構へ若くは獨立の生計を營むものは取得課金を納むるの義務あるものとす

第二條 取得課金の負擔額は左の標準に據る

取得課金の負擔額	課金年額
取得五百弗以上	八 弗
同 一千弗以上	同 十八 弗
同 二千弗以上	同 二十四 弗
同 三千弗以上	同 三十二 弗
同 四千弗以上	同 四十 弗
同 五千弗以上	同 六十 弗
同 七千弗以上	同 八十 弗
同 一万弗以上	同 一百二十 弗

但年取得金一萬弗を増加する毎に二十弗を増加す

第三條 取得課金は毎一年度を左の四期に分ち之を徴收す

(一五)

第一期(自四月)	四月三十日限
第二期(自七月)	七月三十日限
第三期(自十月)	十月三十日限
第四期(自一月)	一月二十日限

第四條 本民團區域内に於る法人並に一戸を構へ若くは獨立の生計を營むものは毎年十一月三十日迄に一ヶ年の取得金高を租界局に届出づべし

行政委員會は此届出を調査し取得金の負擔額を決定す

第五條 取得は左の區別に従ひ之を算定す

- 一、法人の取得は各事業年度總益金より同年度總損金を控除したるものによる
- 二、個人の取得は總收入金より必要の経費を控除したる豫算年額、但記費金、俸給手當、年金、恩給金は其収入額の豫算額に依る

第六條 新に本民團の區域内に居住せる法人並に一戸を構へ若くは獨立の生計を營むものは一週間以内に其旨を租界局に届出づべし其去るときも亦同じ其去るとき届出を怠るときは其届出あるまで本民團課金負擔の義務あるものとす

第七條 取得課金を定期内に納入せざるものに對しては居留民團法施行規則第五十

五條に據り國稅の滞納に關する規定に遵據し之を處分す

附 則

- 一、本條例は明治四十一年四月一日より施行す
- 二、本條例施行の際に限り第四條の取得高届出を本年四月三十日限りとし又第三條の取得課金納期は第一期を六月三十日限り第二期を八月三十日限りとす
- 三、明治四十一年九月十日發布の課金徴收規則は本條例公布の日より廢止す

(二) 居留民團法施行規則第十八條ニヨル

行政委員會委任事項

居留民團法施行規則第十七條に列舉せる事項中第一、第二、第三、第四、第五、第六及第十五を除ける他の事項

第七 財産及營造物の管理及處分の方法を定むること

第八 居留民團に係る訴訟又は和解に關すること

第九 教育に關すること殊に幼稚園、學校及圖書館の設立維持に關する事

第十 消防及義勇隊に關すること

第十一 貧民救助に關すること

第十二 衛生に關すること殊に傳染病豫防及良水の供給、下水の排泄並市場

第十三 病院、墓地及火葬場等に關すること

第十四 交通に關すること殊に道路、護岸等の維持改修、街燈の設備並

(三五)

交通機關に關すること

第十四 公園又は公衆の娛樂に供すべき設備に關すること

(三) 壽街開修工費特別會計規則

第一條 壽街開修工費(福島街より大和街に至る延長二百四十四間幅五間)は特別會計とし明治四十一年度より起工す

第二條 開修工費は一時特別預金より繰替支出し開修道路の爲めに利益を受くる程度に比例して其附近の地主より此工費を徴收し漸次特別預金に回收す

但道路敷地を寄付したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負擔を減少又は免除することを得

第三條 前條の工費負擔區域及其標準は行政委員會之を定む

第四條 工費の徴收は明治四十二年度より起り同四十六年度に至る五ヶ年間毎年度全工費の五分の一とす

第五條 工費の徴收期は行政委員會之を定む

(四) 明治四十一年度特別會計豫算(壽街改修工費)

壽街開修工費支出額	銀一萬三千四百八十八弗二十仙也
內	
材	銀二千九百七十八弗二十七仙
人	銀六百零九弗九十三仙
土地	銀九千六百三十弗
材	
料	
夫	
費	
買	
取	
費	

(四五)

(五五)		(六五)	
<p>銀二百弗</p> <p>一銀一萬三千四百十八弗二十仙也</p> <p>(五) 明治四十一年度歲入出總豫算</p> <p>特別預金より繰替收入額</p> <p>經常部豫算高</p> <p>臨時部豫算高</p> <p>合計銀七萬二千一百十弗二十三仙也</p> <p>明治四十一年度居民團經常歲入出豫算表</p> <p>歲入</p> <p>第一科 居留民團課金</p> <p>一 取得課金</p> <p>二 雜種課金</p> <p>三 酌量</p> <p>第一科 居留民團課金</p> <p>一 取得課金</p> <p>二 雜種課金</p> <p>三 酌量</p> <p>第一科 居留民團課金</p> <p>一 取得課金</p> <p>二 雜種課金</p> <p>三 酌量</p>		<p>三 旅館 三二二、〇〇〇</p> <p>四 料理店 二、四八四、〇〇〇</p> <p>五 藏子園 四八〇、〇〇〇</p> <p>六 落子館 六〇〇、〇〇〇</p> <p>七 臨時興業 五〇〇、〇〇〇</p> <p>第三科 使用料手数料</p> <p>一 紫留料 四二、三七一、五五〇</p> <p>二 貨物陸揚料 一〇〇、〇〇〇</p> <p>三 民船料 一三三、〇〇〇</p> <p>四 舢板船料 四六、〇〇〇</p> <p>五 水道料 五、〇五八、七五〇</p> <p>六 土地料 五五、八〇〇</p> <p>七 市場料 四、五〇〇、〇〇〇</p> <p>八 營業人力車 二、四、九六三、〇〇〇</p> <p>九 自用人力車 一、三三三、〇〇〇</p> <p>一〇 小車 七、五九〇、〇〇〇</p> <p>一一 大車 七、三〇六、〇〇〇</p> <p>一二 地稅 一、六六八、〇〇〇</p> <p>第四科 財產出生收入 一、〇〇〇、〇〇〇</p>	

(七五)		(八五)	
<p>第一科 預金利息</p> <p>一 預金利息 一、〇〇〇、〇〇〇</p> <p>二 雜種收入 九二五、〇〇〇</p> <p>三 電車公司配當金 八〇〇、〇〇〇</p> <p>計 七、二、三六、五五〇</p> <p>第一科 事務所費</p> <p>一 事務所費 一二、三九二、〇〇〇</p> <p>二 手當 七、四六四、〇〇〇</p> <p>三 備品費 六二二、〇〇〇</p> <p>四 消耗品費 二、四〇〇、〇〇〇</p> <p>五 修繕費 五、一六〇、〇〇〇</p> <p>六 印刷費 一、二〇〇、〇〇〇</p> <p>七 通信費 三〇〇、〇〇〇</p> <p>八 旅費 一〇〇、〇〇〇</p> <p>九 公告費 三六〇、〇〇〇</p> <p>一〇 地所家屋借料 六〇〇、〇〇〇</p> <p>一、八九〇、〇〇〇</p>		<p>第一科 雜種收入</p> <p>一 雜種收入 九〇〇、〇〇〇</p> <p>二 雜種收入 八〇〇、〇〇〇</p> <p>三 雜種收入 一〇〇、〇〇〇</p> <p>四 雜種收入 七、二、三六、五五〇</p> <p>第一科 雜種收入</p> <p>一 雜種收入 九〇〇、〇〇〇</p> <p>二 雜種收入 八〇〇、〇〇〇</p> <p>三 雜種收入 一〇〇、〇〇〇</p> <p>四 雜種收入 七、二、三六、五五〇</p> <p>第一科 雜種收入</p> <p>一 雜種收入 九〇〇、〇〇〇</p> <p>二 雜種收入 八〇〇、〇〇〇</p> <p>三 雜種收入 一〇〇、〇〇〇</p> <p>四 雜種收入 七、二、三六、五五〇</p>	

(九五) (〇六)

第六款	諸衛生料	一	二七三、〇〇〇
第五款	雜費	二	三、三七二、五〇〇
第四款	水費	三	六〇、〇〇〇
第三款	器具費	四	六、五二四、八三〇
第二款	雜費	五	二、八九二、〇〇〇
第一款	教育費	六	二、四一〇、〇〇〇
第二款	校舍建築修繕費	七	一九八、五五〇
第三款	圖書費	八	九四、八四〇
第四款	器具器械費	九	三六、一五〇
第五款	備用品費	一〇	一三六、四〇〇
第六款	消耗品費	一一	三四九、七九〇
第七款	薪炭油費	一二	三二二、五〇〇
第八款	旅費	一三	二五〇、〇〇〇
第九款	通信費	一四	六三、五〇〇
第十款	補助費	一五	一、四四〇、〇〇〇
第十一款	保險費	一六	一〇〇、〇〇〇
第十二款	雜費	一七	一〇九、一〇〇
第十三款	諸衛生料	一八	三、六一七、七〇〇
第十四款	被服費	一九	二、七三三、〇〇〇
第十五款	消耗品費	二〇	一、二五〇、〇〇〇
第十六款	藥品及器具費	二一	二五〇、〇〇〇
第十七款	補助費	二二	一、二〇〇、七〇〇
第十八款	雜費	二三	四四四、〇〇〇
第十九款	救助費	二四	一六〇、〇〇〇
第二十款	救助費	二五	一〇〇、〇〇〇
第二十一款	救助費	二六	一〇〇、〇〇〇
第二十二款	警備費	二七	一〇〇、〇〇〇
第二十三款	警備費	二八	一、七九九、一〇〇
第二十四款	警備費	二九	七、五〇一、五〇〇
第二十五款	被服費	三〇	二、七三〇、〇〇〇
第二十六款	備用品費	三一	八四、〇〇〇
第二十七款	備用品費	三二	三三七、六〇〇
第二十八款	備用品費	三三	八四、〇〇〇
第二十九款	巡捕消耗品費	三四	三、七二〇、〇〇〇
第三十款	巡捕消耗品費	三五	八四、〇〇〇
第三十一款	巡捕消耗品費	三六	三、七二〇、〇〇〇
第三十二款	巡捕消耗品費	三七	八四、〇〇〇
第三十三款	巡捕消耗品費	三八	九〇、〇〇〇
第三十四款	巡捕消耗品費	三九	二四〇、〇〇〇
第三十五款	巡捕消耗品費	四〇	二四〇、〇〇〇

(一六) (二六)

第九款	雜費	一	一、二六〇、〇〇〇
第十款	圖書費	二	一、〇一〇、〇〇〇
第十一款	備用品費	三	一、三〇〇、〇〇〇
第十二款	圖書費	四	七〇〇、〇〇〇
第十三款	保險費	五	一、一〇〇、〇〇〇
第十四款	雜費	六	一、二〇〇、〇〇〇
第十五款	墓地及火葬場費	七	五〇〇、〇〇〇
第十六款	墓地及火葬場費	八	五〇〇、〇〇〇
第十七款	諸稅及負擔	九	三三六、八四〇
第十八款	萬國橋修繕費	一〇	三〇〇、〇〇〇
第十九款	地租	一一	三六、八四〇
第二十款	雜費	一二	一、二〇〇、〇〇〇
第二十一款	雜費	一三	一、二〇〇、〇〇〇
第二十二款	雜費	一四	三、九四四、九五〇
第二十三款	雜費	一五	三、九四四、九五〇
第二十四款	雜費	一六	六五、四一六、一一〇
計			六五、四一六、一一〇
第一科	剩餘金	入	八七三、六八八
第二科	前年度剩餘金	入	八七三、六八八
第三科	計	入	八七三、六八八
第四款	土木費	出	一、四〇〇、〇〇〇
第五款	道路器具費	出	一、四〇〇、〇〇〇
第六款	水道費	出	三、二〇九、二二〇
第七款	水道敷設費	出	三、二〇九、二二〇
第八款	衛生費	出	二、〇八五、〇〇〇
第九款	傳染病預防費	出	一、八六〇、〇〇〇
第十款	汚物棄却費	出	二二五、〇〇〇
第十一款	新設費	出	六、六九四、一二〇
計		出	六、六九四、一二〇

明治四十一年度居留民團臨時歲入出豫算表